

令和元年度京都市内産木材の情報発信強化（市内産木質ペレット等の普及促進）

業務募集要項

1 業務の目的

本市が目指す循環型社会を実現するため、市内産木材を使った木質ペレット（以下「ペレット」と言う。）を利用する木質ペレットボイラー（以下「ボイラー」と言う。）の導入を事業者等に働きかけるなど、ペレットの需要拡大に関する取組を実施し、もって市内産木材の需要拡大につなげることを目的とする。

2 業務内容

別紙、仕様書のとおり

3 応募資格

本業務に応募する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 京都市契約事務規則第22条第1項に規定する指名競争入札有資格者名簿に登録している者（公募開始日から選定結果の通知の日までの期間に、京都市競争入札等取扱要綱第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止の期間が含まれていないこと）、又は京都市競争入札等取扱要綱第2条第1項各号に掲げる資格を有する者であること
- (2) 代表者、役員又はその使用人が刑法第96条の3又は第198条に違反する容疑があったとして逮捕もしくは送検され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された日から2年を経過しない者でないこと
- (3) 団体又はその代表者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条又は第8条第1項第1号に違反するとして、公正取引委員会又は関係機関に認定された日から2年を経過しない者でないこと
- (4) 団体又はその代表者が指定暴力団の構成員でないことのほか、受託者としてふさわしくない者でないこと

4 応募手続等

- (1) 受付・問合せ先
京都市産業観光局農林振興室林業振興課（担当：坪内，井上）
〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地
電話番号：075-222-3346
Eメール：taqbe026@city.kyoto.lg.jp（坪内）
- (2) 募集期間
令和元年6月3日（月）～6月21日（金）（午前8時45分～午後5時30分）
※ 郵送の場合は、6月21日（金）までに林業振興課に必着すること
- (3) 提出書類（A4サイズ）
ア 応募申請書（様式1）

イ 企画提案書（様式自由）

企画提案書は、京都市内産木材の情報発信強化（市内産木質ペレット等の普及促進）業務の実施に係る企画提案を行うこと。内容に関しては、別紙仕様書を十分に理解したうえで、「6（2）評価項目」を参考に作成するものとする。ただし、次の事項については、必ず記載することとする。

- (ア) ペレットの普及啓発に向けた取組内容
- (イ) ボイラー導入働きかけ先予定の一覧
- (ウ) 出展予定イベントの一覧
- (エ) 業務完了までのスケジュール
- (オ) 実施体制

ウ 応募者の概要がわかる資料（様式自由）

エ 類似業務実績一覧（様式2）

※ 類似業務の実績にパンフレット等の作成がある場合は、その成果物等を添付すること

オ 見積書（様式自由。内訳書含む。）

※ 本業務に係る一切の経費（仕様書4に記載の内容にかかる費用）を記載すること

(4) 提出部数

正本1部、副本5部

(5) 提出方法

4(1)の受付・問合せ先へ直接持参又は郵送で提出すること（土日祝日を除く）

(6) その他

ア 必要に応じて提出書類の内容を確認する場合がある。

イ 提出書類は受託候補者の決定のためのみに使用し、他の目的には使用しない。ただし、選定の公表等に必要な場合には、提出書類の内容を本市が無償で使用できることとする。

ウ 提出書類は理由の如何に関わらず返却しない。

エ 必要に応じて提出書類の複製を行うことがある。

オ 企画提案書や事業実施に含まれる著作権・使用権などの対象となっているものは、提案者が責任をもって使用することとする。

5 質問及び回答

(1) 質問者

本書、仕様書に対して質問できる者は、「3応募資格」を満たしている者とする。

(2) 質問受付期間

令和元年6月3日（月）～6月10日（月）（午前9時～午後5時）

※ 土日を除く。

※ 質問受付期間終了後の質問は、一切受け付けない。

(3) 質問方法

質問書（任意様式）を上記「4(1)受付・問合せ先」に記載する担当者まで、電子メールにより提出すること。面接、電話又はFAXによる質問は受け付けない。

(4) 回答方法

質問に対する回答は、令和元年6月12日（水）午後5時までに京都市情報館 <http://www.city.kyoto.lg.jp/menu5/category/70-3-5-0-0-0-0-0-0-0.html> で公開することによって行う。

6 受託候補者の選定

(1) 選定方法

受託候補者の選定に当たっては、京都市内産木材の情報発信強化（市内産木質ペレット等の普及促進）業務受託候補者選定委員会において、「令和元年度京都市内産木材の情報発信強化（市内産木質ペレット等の普及促進）業務受託候補者選定審査基準」に基づき、応募書類の内容について評価を行い、順位を決定する。このうち、順位第1位の提案を行った者を受託候補者として選定する。最高点の者が複数の場合は、見積書が最も安価な者を選定候補者として選定する。

ただし、応募者が1者の場合、各委員の採点が一定点数（60点以上）を満たし、本業務を実施し得る能力を満たすと判断した場合は、受託候補者として選定する。また、すべての受託希望者が本業務を実施し得る能力に満たないと判断した場合は、受託候補者を選定しないことがある。

※ 必要に応じて、企画提案書のプレゼンテーションを求めることがある。

(2) 評価項目（かつこ内は基準点。100点満点）

ア 本業務を安定的に実施する体制はあるか。（10点）

イ 仕様書4(3)アを熟知しているか。（10点）

ウ 仕様書4のほかに提案はあるか。（10点）

提案する場合は、実施予定場所及び実施予定内容が記載されていること。

エ 生産者と緊密な連携を図り、業務を遂行することは可能か。（15点）

オ 木質ペレット及びその燃焼機器の情報発信や、木質ペレットの需要拡大に資する提案であるか。（20点）

カ 創意工夫など卓越したアピール点があるか。（15点）

キ 過去の業務実績は豊富か。（10点）

ク 見積書の金額は適当か。（10点）

なお、「見積書の金額は適当か」の評価基準については、以下のとおり定める。

(ア) 優れている（10点）

予定価格の85%未満の提案で、事業の円滑な運営が期待できる場合

(イ) やや優れている（8点）

予定価格の85%以上～90%未満の提案で事業の円滑な運営が期待できる場合

(ウ) 普通である（5点）

予定価格の90%以上～95%未満の提案で、事業の円滑な運営が期待できる場合

(エ) やや劣っている (3点)

予定価格の95%以上～99%未満の提案で、事業の円滑な運営が期待できる場合

(オ) 劣っている (1点)

予定価格の99パーセント以上の提案で、事業の円滑な運営が期待できる場合

(3) 受託候補者の決定

募集締切から7日後までに受託候補者を決定し、参加者全員に選定又は非選定の結果を通知する。また、参加した事業者及び評価点、契約の相手方を選定した理由を京都市情報館に掲載する。なお、選考の経過等に関する問い合わせには応じない。

(4) 企画提案書の無効

次の掲げる事項に該当する場合は、応募書類を無効とし、選定の対象外とする。

ア 「3応募資格」に掲げる資格を有しない者が応募書類を提出した場合

イ 応募書類に虚偽の内容が記載されていた場合

ウ 見積金額が契約予定金額を越えていた場合

7 契約条件

(1) 契約時期

受託候補者選定後2週間程度

(2) 履行期間

委託契約締結の翌日から令和2年3月6日(金)まで

(3) 契約予定金額

上限6,000千円(消費税及び地方消費税相当額を含む。)

ただし、このうち1,600千円は、仕様書「4(2)導入者の獲得」,「5契約予定金額」で定める内容に応じて支払うものとする。

(4) 契約手続き

原則として、業務完了後に精算払いとする。

ただし、業務完了前に資金が必要等の理由がある場合には、仕様書5で定める金額を上限に概算払いできるものとする。

8 スケジュール

(1) 公募開始

令和元年6月3日(月)

(2) 質問受付

令和元年6月3日(月)～令和元年6月10日(月)

(3) 質問回答

令和元年6月12日(水)

(4) 提案締切

令和元年6月21日(金)

(5) 事業者決定

令和元年6月下旬

- (6) 業務開始
令和元年7月上旬
- (7) 納期
令和2年3月6日（金）

9 その他

- (1) すべての応募書類の作成及び提出、プレゼンテーション等に関する費用は、応募者の負担とする。
- (2) 公募手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 提出期限以降の提出には応じられない。
- (4) 企画提案書の提出後に辞退する場合は、書面により届け出るものとする。
- (5) 企画提案書の提出後に、企画提案書及び見積書の差替、訂正、再提出することはできない。ただし、市から指示があった場合を除く。